

平成 28 年 6 月 17 日

保護者各位

千葉黎明高等学校
校長 西村 清
事務長 吉田 英雄

平成 28 年度 就学支援金制度・授業料減免制度申請のお願い

1 就学支援金制度

年収に応じて支援金が支給される（授業料分として）、国の制度です。全員申請してください。

【概要】 ※対象の期間は平成 28 年 7 月～29 年 6 月

認定基準（世帯の市町村民税所得割額）	就学支援金支給額（月額）
0 円（非課税）	24,750 円
51,300 円未満	19,800 円
154,500 円未満	14,850 円
304,200 円未満	9,900 円
304,200 円以上	0 円（対象外）

【提出に必要な書類】 ①就学支援金届出書（申請書）

②保護者の平成 28 年度課税証明書（扶養の人数が分かるもの）

※保護者の人数分必要です。課税証明書は市町村役所で発行されます。

※非課税の場合は非課税証明書を提出ください。

【申請期日】 平成 28 年 7 月 2 日（水）までに担任へ提出

2 授業料減免制度

保護者の経済的な理由により、授業料の納入が困難な場合に授業料を免除する県の制度です。

就学支援金の申請をもって、申請完了となります（学校への提出書類はありません）。

【概要】 ※対象の期間は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

項目	内容
授業料減免額	月額授業料の 全額 又は 2/3 を免除（就学支援金相当額を除く）
認定基準	授業料全額免除の場合 1 号) 生活保護受給世帯 2 号) 市町村民税所得割額(父母合算額)が 51,300 円未満の世帯 授業料 2/3 免除の場合 3 号) 市町村民税所得割額(父母合算額)が 175,500 円以下の世帯

【「入学金の軽減」について】

本年度入学生のうち、1 号、2 号のいずれかの要件に該当する場合は、私立高等学校入学金軽減制度により、入学金のうち 5 万円が軽減されます。

<重要>

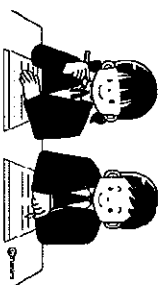
就学支援金、授業料減免の結果は県より通知があり次第ご連絡します(例年 1 月頃)。

支給額・減免額は 2 月末に清算予定です。

お問い合わせ先： 043-443-3221 事務室 担当：西村
以上

ご存じですか？
国からの授業料支援

こうとうがっこうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金



全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

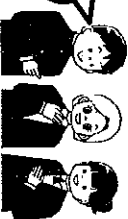
社会全体の負担により、学びが支えられていることを自覚し、将来、社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

2 対象となる学校

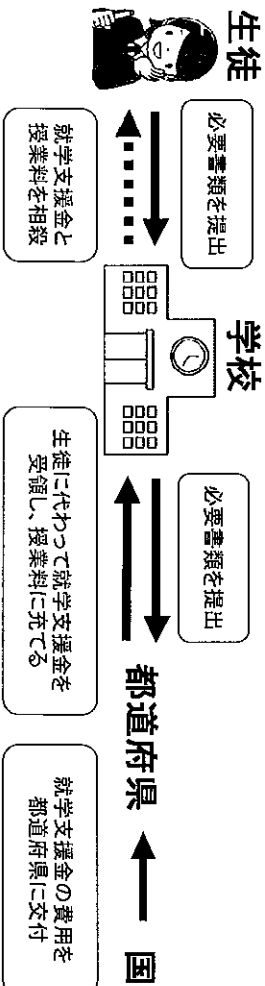
- ・高等学校 中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校高等部
- ・高等専門学校(1年生～3年生)
- ・専修学校高等課程
- ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、
 - ① 准看護師、② 調理師、③ 製菓衛生師、④ 理容師、⑤ 美容師の国家資格者養成課程の指定を受けたもの
- ・文部科学大臣に指定された外国人学校
- ・海上技術学校

国立・公立・私立
は問いません



3 支給対象

就学支援金は、学校設置者(学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**
授業料と就学支援金との差額については、負担いただく必要があります。
(学校によっては、一旦授業料を納め、後日、生徒や保護者が就学支援金相当額を受け取る場合もあります。)



4 申請する必要がある書類

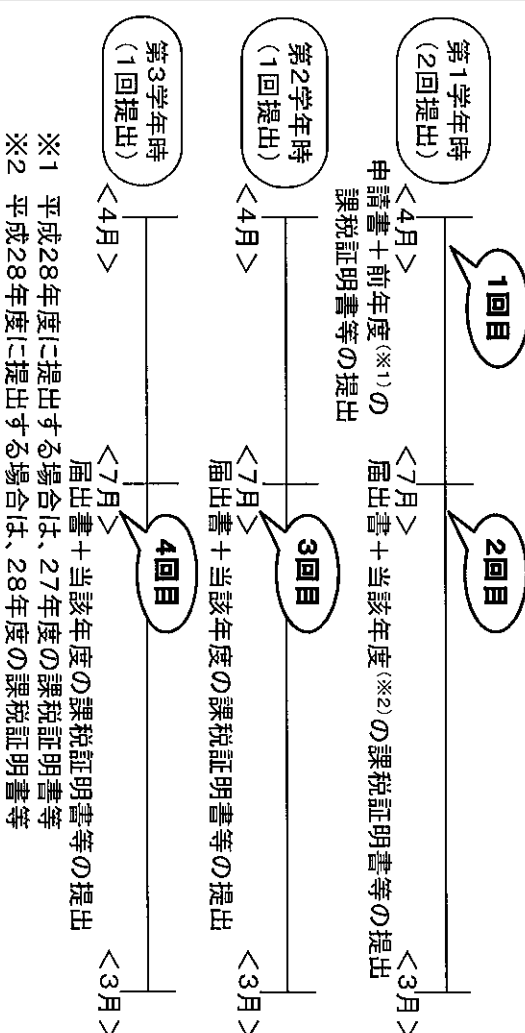
申請をしなかったら支援は受けられません

(1) 申請手続 (4月の入学時)

- ① 申請書 (進学先の高校で配布されます)
 - ② 課税証明書(市役所・出張所等で取得可能)などの保護者の所得を証明する書類(市町村民税所得割額が分かるもの)として、都道府県が定める書類
- ※次のいずれかに該当する者は申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業もしくは修了した者
・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通算して36月を超えた者
・保護者等の市町村民税所得割額が30万4200円を超える者

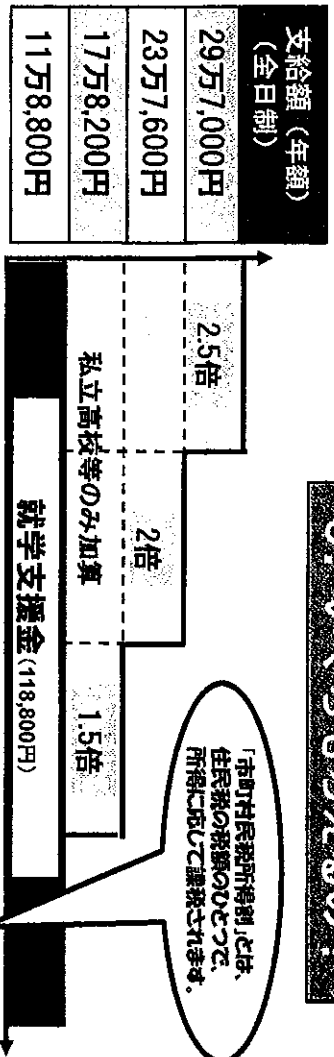
(2) 届出手続 (毎年6月～7月頃)

- ※継続して支給を受けるために必須です。
- ① 届出書(進学先の高校で配布されます)
 - ② 上記(1)と同様(課税証明書など)
- ①と②を高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給されます。
- ※②は原則、親権者(例:父母がいる場合、父と母の両方)全員が必要ですが、※その他、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があります。



※1 平成28年度に提出する場合は、27年度の課税証明書等
※2 平成28年度に提出する場合は、28年度の課税証明書等

5. いくらもらえるの？



市町村民税所得割額(保護者の合算)	0円 (非課税)	5万1,300円 未満	15万4,500円 未満	30万4,200円 未満
目安年収(※)	250万円未満	350万円未満	590万円未満	910万円未満

※受給資格の確認は、年収ではなく、市町村民税所得割額で行います。
この額が30万4200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。
また、授業料と就学支援金の差額は負担していただきます。
※上記年収はサラリーマン世帯の目安です
(両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合)。
年収目安は家庭の状況(家族構成、サラリーマンか自営業か等)で大きく異なる場合があります。必ず市町村民税所得割額を確認ください。
※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

7. 課税証明書って何？ (市町村により形式は異なります)

課税証明書

所得割額 0円

市民税 0円

住民税 0円

CHECK!!

都道府県民税・均等割は含みません。東京23区にお住まいの方は、区民税所得割をご確認下さい。

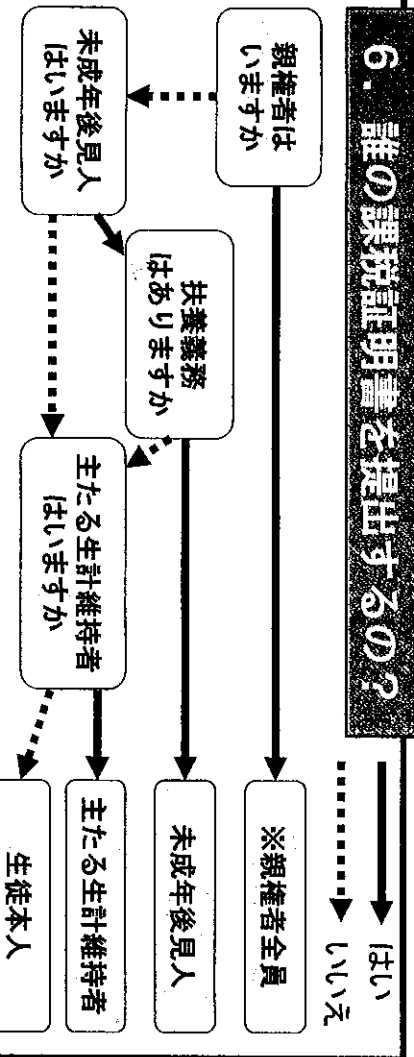
年度	所得の金額		課税	所得割額		住民税	所得割額	年金額
	収入金額等	所得金額		市民税	住民税			
平成27年度	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

課税証明書の記載内容

所得の金額の内訳

給与所得	0円	特別障害者	0円
退職所得	0円	その他障害者	0円
労務所得	0円	老年者	0円
不動産所得	0円	特別障害者	0円
雑所得	0円	その他障害者	0円
所得控除	0円	特別障害者	0円
所得割額	0円	その他障害者	0円

6. 誰の課税証明書を提出するの？



※次の場合、該当する親権者の課税証明書等の提出は不要です。
・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により提出が困難な場合
・海外に在住しており、住民税が課されていない場合
詳細については、学校・都道府県にご相談下さい。

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

- 課税証明書(市町村役場、出張所で発行)
 - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」(勤務先を通じて配布。6月頃に配布されるので、大切に保管して下さい。)
 - 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)
- ※源泉徴収票では確認できません。

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、まず申告をして下さい。

■都道府県等では、就学支援金とは別に、収入に応じた独自の授業料減免や奨学金事業(給付型・貸与型)を設けている場合があります。各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省HPIに掲載しています。

■お問合せ先：
文部科学省高校修学支援ホットライン(平日10:00~17:00) 電話 03-6734-3176
ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/mushouka/index.htm

平成 28年 6月 日

千葉県知事 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書 (初回時)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書 (2回目以降)

既に受給資格認定を受けているため, 就学支援金の支給に関して, 保護者等の収入の状況に関する事項について, 届け出ます。

(上の2つの□のうち, いずれかの□にレ印を付けてください。)

(次の2つの事項を必ず確認の上, □にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は, 事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し, 就学支援金の支給をさせた場合は, 不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては, 別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の連絡先	
生徒が在学する学校の名称	千葉県黎明高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は, その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者 (ただし, 支給停止期間等は含めません。)

①現在の学校の在学期間	学校名 千葉県黎明高等学校 私 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校(全日制) 生産ビジネス科・普通科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 7月1日時点 (□欄は申請・届出を行う月を記入。) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。
(収入の状況に変更があった場合とは、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等があった場合です。)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)